第３　役員の補充又は増員

任期内に役員の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て管財人が選任等する。但し、変更又は補充により選任等された役員の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任等された役員の任期は、他の役員の残任期間と同期間とする。

前記期間内に本更生手続が終結した場合には、前記第２節記載の変更後の定款及び会社法の規定による。

第４　報酬

取締役及び監査役の報酬は、裁判所の許可を得て管財人が決定する。

第10章　その他必要的記載事項等（省略）

別表１乃至13（省略）

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生計画認可